

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の概要

法務省刑事局参事官
小倉健太郎 Kentaroh Ogura

I はじめに

令和7年5月16日、「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第39号。以下「本法」という。）が成立し、同月23日、公布された¹。

本法は、刑事手続等において情報通信技術を活用することにより手続の円滑化・迅速化及びこれに関与する国民の負担軽減を図るとともに、それらの技術の進展等に伴う犯罪事象に適切に対処することにより、安全・安心な社会を実現するため、刑事訴訟法、刑法その他の法律を改正するものであり、具体的には、

- 刑事手続等において取り扱う書類について電磁的記録をもって作成・管理・発受することを可能にするための規定の整備
 - 刑事手続等において関係者が対面する形で行われる手続についてビデオリンク方式の一層の活用を可能にするための規定の整備
 - 情報通信技術の進展等に伴う犯罪事象に適切に対処するための規定の整備
- を行うものである。

本稿においては、本法の制定経緯について述べた上で、改正の概要を紹介することとしたい。

もとより、本稿中意見にわたる部分は筆者の私見である。

II 本法の制定経緯

1 背景等

現在の刑事手続においては、申立書や証拠書類は、紙媒体で作成・収集され、それらが関係機関に提出・送致されて閲覧・開示の対象となり、公判廷での証拠調べの対象となるなど、紙媒体で作成・管理・発受されている。また、弁解録取、被疑者の勾留質問といった捜査段階の手続は、検察官や裁判官が被疑者と対面する形で行われ、公判期日における手続や公判前整理手続といった公判段階の手続は、基本的に、裁判官、検察官、弁護士及び被告人、被害者参加人等がそれぞれ裁判所内の法廷等で対面する形で行われており、非対面で手続を行うビデオリンク方式（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。以下同じ。）は一部の証人尋問等についてのみ利用することができるにとどまっている。

もっとも、近年、情報通信技術が進展するとともに、社会に広く普及し、様々な場面で利用されるに至っており、刑事手続においてもそれらの技術を活用することにより、手続を円滑・迅速なものとするとともに、手続に関与する国

1 本法の条文等については、法務省のホームページ（https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00210.html）を参照されたい。